

## 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、農地への侵入防止柵整備を促進し、クマやサル等による農作物被害を防止することで、市の基幹産業である農業の振興に資するため、令和7年度予算（次年度へ繰り越した場合はその繰り越した予算を含む。）の範囲内において、弘前市侵入防止柵整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 市内に住所を有し、農業を営む個人又は市内に本社若しくは事務所を有し、農業を営む法人（以下これらを「農業者」という。）、農業者で組織される団体及び市内に本店又は事務所を有する農業関係団体をいう。
- (2) 侵入防止柵 次に掲げるものをいう。
  - ア 電気柵
  - イ 複合柵（電気柵とワイヤーメッシュ柵を組み合わせたものをいう。以下同じ。）
- (3) 対象農地 販売目的で農作物を生産する農地であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 弘前市内に存するものであること。
  - イ 次のいずれかの要件を満たすこと。
    - (ア) 過去に他の制度に基づく補助金等の交付を受けて侵入防止柵を設置した農地ではないこと。
    - (イ) 過去に他の制度に基づく補助金等の交付を受けて侵入防止柵を設置した農地であって、当該侵入防止柵が法定耐用年数を経過しているもの又は災害により破損し、使用できない状態になっているものであること。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは（以下「補助事業者」という。）は、対象農地について所有権、賃借権、耕作権等を有する農業者等とする。ただし、令和5年度及び令和6年度において納付すべき市税等を滞納しているものを除く。

2 前項の市税等とは補助金の交付を申請する者（団体の場合にあっては、その代表者）に課税されている市県民税又は法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が侵入防止柵整備事業（対象農地に侵入防止柵を設置する事業をいう。以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 侵入防止柵資材購入費（侵入防止柵資材の購入のため直接必要な費用に限る。）
- (2) 施工道具購入費
- (3) 安全用品購入費
- (4) 収納用品購入費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気柵を整備する場合 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に千円未満の端数が生じる場合は当該端数を切り捨てた額）又は150,000円のいずれか少ない額
- (2) 複合柵を整備する場合 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に千円未満の端数が生じる場合は当該端数を切り捨てた額）又は400,000円のいずれか少ない額

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等の写し（法人その他の団体が申請する場合に限る。）
- (4) 構成員名簿（様式第4号）（法人以外の団体が申請する場合に限る。）
- (5) 見積書等（補助対象経費ごとの内訳が分かるもの）の写し
- (6) 設置する侵入防止柵の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- (7) 侵入防止柵を設置する農地の位置図
- (8) 対象農地の所有者、賃借権者又は耕作権等を有する者であることが分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税証明書、賃貸借契約書、農地台帳等）の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は令和7年10月31日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

6 補助金の交付申請は、令和7年度予算の範囲内において、先着順で受付するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかるわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第6号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日までに補助事業が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - ア 令和7年度に補助事業を実施する場合 令和7年11月28日
  - イ 令和8年度に補助事業を実施する場合 令和8年6月30日

(6) 侵入防止柵の設置後、市長の現地確認を受けること。

(7) 補助事業により設置した侵入防止柵を、当該財産に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（第12条第2項において「法定耐用年数」という。）の間は設置し使用すること。（ただし、冬期間はこの限りでない。）

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付決定通知書（様式第8号）とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日

は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日とする。

- (1) 令和7年度に補助事業が完了した場合 令和7年12月26日
- (2) 令和8年度に補助事業が完了した場合 令和8年7月31日

5 補助事業が令和8年度にわたるときは、令和8年3月31日までに、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金年度終了実績報告書（様式第12号）提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、法定耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助事業により整備した侵入防止柵とする。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の請求は、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度において交付の決定をする補助事業について適用する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付申請書

令和7年度において実施する侵入防止柵整備事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等の写し（法人その他の団体が申請する場合に限る）
- (4) 構成員名簿（様式第4号）（法人以外の団体が申請する場合に限る）
- (5) 見積書等（補助対象経費ごとの内訳が分かるもの）の写し
- (6) 設置する侵入防止柵の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- (7) 侵入防止柵を設置する農地の位置図
- (8) 対象農地の所有者、賃借権者又は耕作権等を有する者であることが分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税証明書、賃貸借契約書、農地台帳等）の写し

4 同意、誓約

（1）市税等の滞納 有・無

申請内容の審査のために必要があるときは、私について、市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付状況を確認することに同意します。

（2）侵入防止柵の継続使用について

補助事業により設置した侵入防止柵は、当該財産に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数の間、冬期間を除き、設置し使い続けます。

※裏面へ続きます

(3) 他の補助金等の利用について

補助金の交付を受けて侵入防止柵を設置する農地は、

- 過去に国・県・市の補助金等の交付を受けて侵入防止柵設置した農地ではありません。
- 過去に国・県・市の補助金等の交付を受けて侵入防止柵を設置した農地ですが、当該侵入防止柵については法定耐用年数を経過しているか、災害により破損し、使用できない状態となっています

氏名

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合または法人以外でも本人(代表者)が手続きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部 農村整備課  
電話：40-4155

事業計画書

1 補助事業の名称 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）

4 補助事業の期間

5 補助事業の遂行により予想される成果

6 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

## 様式第3号（第6条第2項関係）

## 収支予算書

## 1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘要
市補助金				
合 計				

## 2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘要
合 計				

## 備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

#### 様式第4号（第6条第2項関係）

構成員名簿

備考

法人が構成員となっている場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘農整収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部 農村整備課

電話：40-4155

様式第6号（第7条関係）

令和　年　月　日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

理由書

令和　年　月　日付け弘農整収第　　号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を行うに当たり、物品の購入を市内業者に発注しないこととしたいので、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業
物品の購入の内容	
業者名	
業者住所	
購入額	
理由	

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部 農村整備課  
電話：40-4155

様式第7号（第7条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所

補助事業者

氏 名

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘農整収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 補助事業を中止（廃止）する理由

4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部 農村整備課

電話：40-4155

様式第8号（第8条関係）

弘農整収第 号  
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第6号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日までに補助事業が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

ア 令和7年度に補助事業を実施する場合 令和7年1月28日

イ 令和8年度に補助事業を実施する場合 令和8年6月30日

(6) 侵入防止柵の設置後、市長の現地確認を受けること。

(7) 補助事業により設置した侵入防止柵を、当該財産に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（第12条第2項において「法定耐用年数」という。）の間は設置し使用すること。（ただし、冬期間はこの限りでない）

4 その他

(1) 補助事業者は、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

ア 令和7年度に補助事業が完了した場合 令和7年1月26日

イ 令和8年度に補助事業が完了した場合 令和8年7月31日

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業実績を証する書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。

担当：農林部 農村整備課

電話：40-4155

様式第9号（第10条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所

補助事業者

氏 名

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘農整収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部 農村整備課

電話：40-4155

事業実績書

1 補助事業の名称 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業の期間

4 補助事業の遂行による成果

5 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

## 様式第11号（第10条第2項関係）

## 収支決算書

## 1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度収入額 (A)	本年度予算額 (B)	増 減 額 (B-A)	摘要
市補助金				
計				

## 2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度支出額 (C)	本年度予算額 (D)	増 減 額 (D-C)	摘要
計				

## 備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を添付してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第12号（第10条第5項関係）

令和　年　月　日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金年度終了実績報告書

標記の件について、令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付要綱第10条第5項の規定により、別紙のとおり提出します。

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載します。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手続きしない場合は、記名押印してください。
- 3 別紙以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部 農村整備課  
電話：40-4155

様式第13号（第11条関係）

弘農整収第　　号  
令和　年　月　日

様

弘前市長　印

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和　年　月　日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定した  
ので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額（a）	交付済額（b）	差額（a）－（b）
円	円	円	円

備考

- 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。
- 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部 農村整備課  
電話：40-4155

様式第14号（第13条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所

補助事業者

氏 名

印

令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘農整収第 号をもって補助金の交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額  円

2 補助金の名称 令和7年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金

3 補助金の交付確定額  円

4 振込口座

- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部 農村整備課  
電話：40-4155